

fabbit 大阪福島 サービススペース利用規約

第 1 条 (目的)

本サービススペース利用規約（以下「利用規約」といいます。）は、株式会社システムソフト（以下「当社」といいます。）が運営する fabbit 大阪福島（以下「当施設」といいます。）の会員が、当施設の利用及び当施設において当社が提供するサービス（以下「当サービス」といいます。）を受けるにあたり必要な事項を定めるものとします。

第 2 条 (利用目的)

当施設は、「fabbit 会員規約」（以下「会員規約」といいます。）で定める会員である個人又は法人（以下「会員」といいます。）が、自己又は自己の従業員のワークスペースとして利用する目的及び会員が他の会員とコミュニケーションを図る目的にのみ利用されるものとします。

第 3 条 (会員)

1. 当施設は、利用規約で別途定める場合を除き、会員以外の利用はできません。
2. サービススペースで入会した入居者（会員規約第 7 条第 1 項）は、下記の利用時間内で当施設を利用することができます。

入居者種別	利用時間
サービススペース会員	全日 24 時間利用可能

3. 個人契約においては本人のみ、また法人契約においては当該法人及び利用登録をした各社員のみ会員の資格を持つものとします。
4. 会員プランの変更又は追加（会員規約第 9 条）を希望する会員は、変更又は追加希望日の 3 ヶ月前までに、当施設所定の変更・追加届を当社へ提出して申請することにより、開始希望月の初日からプランの変更等を行うことができます。但し、当社が相当でないと判断した場合は、プランの変更又は追加はできないものとします。
5. 退去（会員規約第 10 条）を希望する会員は、退去希望月の 3 ヶ月前までに、当施設所定の退去届を提出することにより、退去希望月の末日をもって、退去することができます。但し、会員は、退去希望月の 3 ヶ月前の予告に代えて、3 ヶ月分の利用料金相当額の金額を支払うことによって、即時に退去を行うことができます（この退去時は日割計算を行わないものとする。）。

第 4 条 (入退室)

1. 当社は、入居者に対し、会員証とシリンダー錠を貸与いたします。入居者は、この鍵を使用し、当施設へ出入りをしてください。
2. 会員証は 1 つのサービススペースに対し、会員証 3 枚、シリンダー錠 1 本まで無料で貸与します。3 枚を超える場合は 1 枚につき 3,000 円（税別）、1 本を超える場合は 1 本につき 500 円（税別）を当社へ支払うものとします。
3. 当施設への出入りは時間により制限がありますので、指定された場所から出入りしてください。

第 5 条 (サービスの内容)

当施設において入居者が利用できる当サービスの内容は、次のとおりとします。なお、当社は、必要に応じて、当施設及び当サービスの内容を変更することができるものとします。

無料サービス	・インターネットの利用 ・フリースペースの利用 ・会員同士の交流会
有料サービス	・電話代行サービス ・ドリンクサービス

	<ul style="list-style-type: none"> ・室内清掃サービス ・ごみ回収サービス ・コピー機使用 ・郵便受けサービス ・FAX 送受信使用 ・会議室・打合室貸出 <p>※法人登記サービスにつきましては、第 8 条をご確認ください。</p>
--	---

第 6 条 (利用上のご注意)

会員は、以下に掲げる各号の事項を遵守して、当施設を利用してください。

- (1) 駐車場・駐輪場のご用意はございません。近隣の駐車場・駐輪場をご利用ください。
- (2) 当施設内に汚物や火気・危険物を持ち込むことは禁止します。
- (3) 他の会員にご配慮頂き、共用部での大声の通話をご遠慮ください。
- (4) 当施設内は禁煙です。喫煙は当社が指定する場所にてお願いします。
- (5) 当施設内での飲食は自由です（ただし、アルコール類につきましては次号のとおりです。）。
- (6) アルコール類につきましては、原則禁止とします。ただし、アルコール類の持ち込みを事前にご相談頂いた場合は可能とします。
- (7) 施設内で SNS への投稿の為、当社が写真及び動画を撮影することがあることをご了承ください。
- (8) 地震・火災などの災害時は、当社の避難誘導等の指示に従ってください。
- (9) 当施設のホームページに、社名を掲載することを予めご了承ください。

第 7 条 (郵便物の受取)

1. 会員は、郵便受けサービスを申し込んだ場合、当社から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺や Web サイト等に掲示することができます。ただし、会員は、退去と同時に、当該掲示を削除することに予め承諾します。
2. 会員宛の郵便物等は当社が一時的に収受し、事務局内に保管します。ただし、事務局内での一時的な預かりは最長 14 日までとし、これを超える場合、当社は会員に連絡することなく、着払いでの転送又は廃棄を行います。また、郵便物以外のものの受取又は代引きの受取の対応は行いません。
3. 受取可能な郵便物は会員宛ての郵便物に限られます。下記に記載の郵便物のお受取はできません。現金書留・内容証明・特別送達・本人限定受取郵便・着払いのもの・代金引換・料金不足のもの（事前相談がない場合）・生き物・その他当社が預かるべきものではないと判断したもの。
4. 郵便物の紛失及び盗難等については、当社は一切の責任を負いません。
5. 会員は、当社が実施する郵便物受取に係る業務において、当社が収受した会員宛の郵便物及び財産等が、犯罪による収益である疑い又はそれらの事実の偽装・秘匿行為を行っている疑いがある場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例(ガイドライン)」に基づき、会員への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届出を行うことに同意します。
6. 前項に係る郵便物等及び宛先が分からない郵便物を当社が収受した場合、当社又は関係行政庁等の判断により会員に無断で郵便物等の開封を行うことを、会員は事前に同意し、当社又は関係行政庁等による開封が行われた場合に一切異議を申し立てないこととします。
7. 会員の本施設利用期間終了日（その終了原因を問いません。）以降は、当社は郵便物の転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物として処理されることを予めご了承ください。

第 8 条 (法人登記への住所利用)

1. 法人登記への住所利用サービスを申し込んだ入居者は、当社所定の審査を経てサービスが利用可能であると判断された場合に限り、当社から明示された住所を自らの本店所在地として、法人登記を行うことができます。なお、入居者が法人登記を行う際は、所定の手続きをもって申請をしなければなりません。

2. 入居者は、法人登記への住所利用サービスを受ける際、当社に登記手数料として、月額 10,000 円（税別）を支払うものとします。

第 9 条（原状回復）

fabbit 入居者規約第 10 条または第 11 条及び第 12 条及び第 13 条による本契約終了と同時に、入居者は次の定めに従いサービスプレースを明け渡します。

- (1) 入居者は、入居者の費用により新設、付加した造作・設備等を入居者の費用をもって収去し、サービスプレースを原状に復して当社に明け渡します。なお、入居者の希望により当社が新設、付加した当社所有の物品についても、当社の要求があるときは、入居者の費用をもってこれを取り外し、当社に引き渡すものとします。
- (2) 本契約終了と同時に、入居者が利用区を原状に復さないときは、当社は入居者の負担において、これを代行することができるものとします。
- (3) 本契約が終了し入居者が利用区を明け渡した後に、利用区内又は当施設内に残置した物品があるときには、当社は、入居者がその所有権を放棄したものとみなして、任意にこれを処分することができるものとします。
- (4) 本契約終了と同時に、入居者が利用区を明け渡さないときは、入居者は、本契約終了の翌日から明け渡し完了に至るまでの利用料（1 ヶ月未満分は日割計算）の倍額相当の損害金、及び当社が立替え支払った諸費用相当額を、当社に支払わなければならないものとします。
- (5) 入居者は、利用区、設備等について支出した必要費・有益費の償還、又は移転料、立退料等名目のいかににかかわらず、一切の請求をしないことはもちろん、利用区内に入居者の費用をもって設置した設備等の買取りを当社に請求することはしないものとします。
- (6) 入居者は、故意・過失にて建物・設備等を損壊した場合には、当社に損害賠償金を支払わなければならないものとします。
- (7) 退去時の原状回復工事においては、壁紙クロスの張替え費用・床の張替え等修繕費用は入居者の故意・過失の有無に関係なく入居者が全額負担することを了承します。修繕が不要な場合はクリーニング代として 25,000 円（税別）を支払うものとします。

第 10 条（国内外相互利用）

当施設の入居者は、当社が運営する他の施設を、月 2 回（1 回につき 2 時間以下の利用）を上限として、無料で利用できるものとします。これを超える利用については、利用施設のワンデーパスを使用して他の施設を利用するものとします。

2018 年 9 月 1 日制定
2021 年 1 月 1 日改定
2022 年 8 月 1 日改定
2023 年 2 月 14 日最終改定
以上